平成２９年（フ）第７０１号
宮城県塩竈市新浜町１丁目５番18号、従前の住所宮城県宮城郡七ヶ浜町花渕浜字観音堂14番地の１
債務者　東海林めぐみ（旧姓眞壁）
１　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９４６号
仙台市太白区郡山３丁目24番１号
債務者　菅野　良枝
１　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９９０号
宮城県名取市大手町３丁目543番地の３、従前の住所宮城県名取市名取が丘６丁目７番３－301号　雇用促進愛島宿舎住宅
債務者　海隅真由美（旧姓田原）
１　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９９２号
仙台市若林区若林４丁目６番41号　ウッドビレッジ二番館101、従前の住所仙台市若林区遠見塚１丁目20番２号
債務者　佐々木勝治
１　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１０１６号
仙台市宮城野区田子西１丁目11番地　田子西市営住宅１棟104
債務者　荒井　　修
１　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１０１７号
仙台市宮城野区田子西１丁目11番地　田子西市営住宅１棟104
債務者　荒井優美子
１　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２４７号
秋田市外旭川字野村185番地５
債務者　福岡真由子
１　決定年月日時　平成30年１月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２４９号
秋田市新屋栗田町21番７－403号
債務者　中村　　稔
１　決定年月日時　平成30年１月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２５２号
秋田市河辺和田字式田395番地７
債務者　澤田みどり
１　決定年月日時　平成30年１月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２５７号
秋田県潟上市昭和大久保字小川中道62番地１、前住所秋田市金足追分字海老穴262番地２セブンズスクエアＡ号
債務者　石井　　勲
１　決定年月日時　平成30年１月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１７号
福島県いわき市小名浜大原字丙新地94番地の７
債務者　内海　千恵
１　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第１７１号
茨城県取手市新取手２丁目12番26―301号
債務者　一瀬　清美
１　決定年月日時　平成30年１月12日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第２号
茨城県取手市藤代338番地１　グランシャルム201号室
債務者　間渕　友美
１　決定年月日時　平成30年１月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第２１９号
長野市宮沖3160番地３　フォーブル汀101号
債務者　松坂　道康
１　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２２５号
長野県安曇野市堀金烏川4976番地17　クラールＡ201号室
債務者　大塚　里恵
１　決定年月日時　平成30年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第４１２号
岐阜市三田洞東２丁目18番７―203号　（市営住宅三田洞団地）、前住所岐阜市三田洞東２丁目24番１－３号　（市営住宅三田洞団地）
債務者　齋藤　　實
１　決定年月日時　平成30年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
岐阜地方裁判所